

岐阜県公安委員会規程第6号

風俗環境保全協議会の委員の委嘱に関する規程を次のように定める。

平成28年8月29日

岐阜県公安委員会委員長 石井 成一

風俗環境保全協議会の委員の委嘱に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第38条の4第1項及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第110条の規定に基づき、風俗環境保全協議会の委員（以下「委員」という。）の委嘱等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第2条 委員を委嘱する場合には、岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年岐阜県条例第33号）第25条に規定する地域を管轄する警察署長（以下「警察署長」という。）が、次の各号のいずれかに該当する者のうちから推薦するものとする。

- (1) 風俗営業の営業所の管理者
- (2) 特定遊興飲食店営業の営業所の管理者
- (3) 法第33条第6項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者
- (4) 少年指導委員
- (5) 地域住民
- (6) 自治体関係者
- (7) その他の関係者

2 警察署長は、任命された時点をもって委員に委嘱されたものとする。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任することを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 警察署長の委員としての任期は、在任期間中とする。

(委員の解嘱)

第4条 委員としてふさわしくない非行があったときその他特別な理由があるときは、任期中であっても、委員を解嘱することができる。

2 警察署長は、委員が前項に規定する事由に該当したときは、解嘱を上申するものとする。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年8月29日から施行する。